

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		手数料の減免
根拠法令及び条項		新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条第2項 2 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
審査基準	関係条項	新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第5条 条例第13条第2項の規定により一般廃棄物の処理に係る手数料の減額又は免除を受けようとする者は、新座市一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、減額又は免除の可否を決定し、新座市一般廃棄物処理手数料減免決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。
	基準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、手数料の免除を行う。 (1) 地震など天災によるもので、被災証明書が添付されたとき。 (2) 申請者の過失と認められない火災などによるもので、関係機関の証明書が添付されたとき。 (3) 上記に準じた事例と市長が認めたとき。
	参考事項	上記(1)から(3)に該当し手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成18年1月13日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3日間
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成18年1月13日最終変更)